

区立幼稚園適正配置実施計画

平成 24 年(2012 年)3 月

練馬区教育委員会

区立幼稚園適正配置実施計画

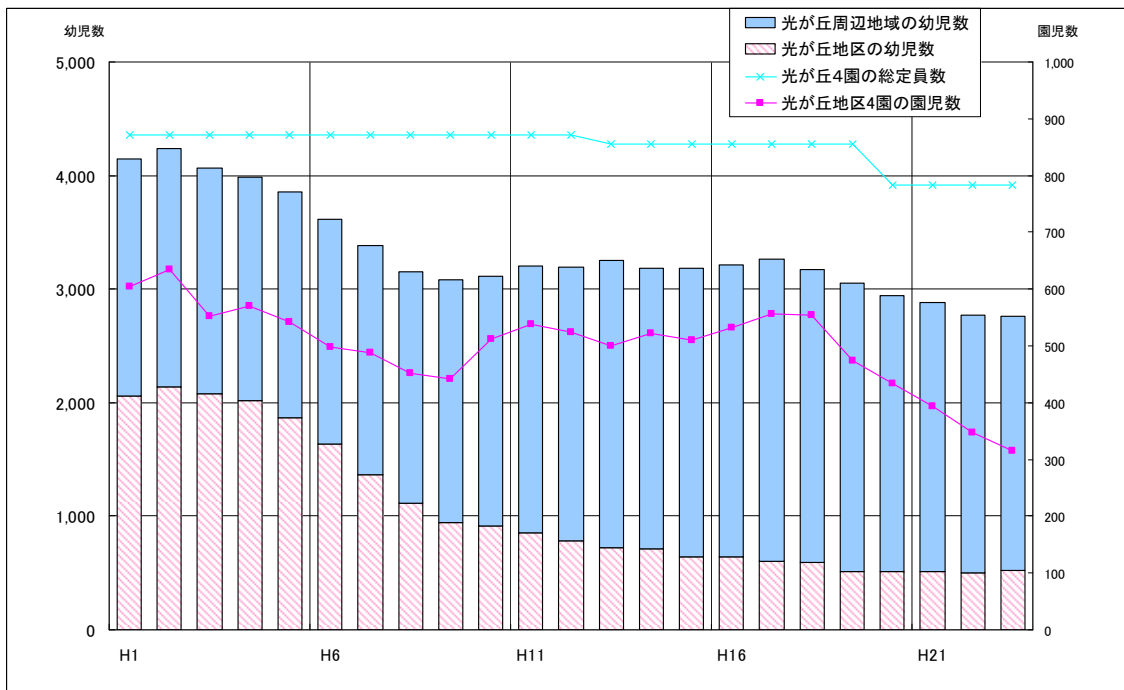
1 区立幼稚園適正配置の必要性

(1) 区立幼稚園（光が丘地区）の現状

平成元年度には2,000人を超えていた光が丘地区の3～5歳児の人口は、平成23年度では4分の1の500人程度と大幅に減少しています。今後も光が丘地区の幼児数は、横ばいもしくは若干の減少傾向にあると考えられ、今後も区立幼稚園の園児数が大幅に増える可能性は低いものと考えられます。平成23年5月1日時点の光が丘地区4園の区立幼稚園の園児数は316名であり、定員784名に対する充員率は40.3%となっています。

また、在園児の通園状況を見ると、光が丘在住の園児は全体の24%にとどまっております。旭町・田柄・高松・春日町の周辺地域からが約52%、その他地域からが約24%となっています。光が丘地区から同地区4園に通園している園児の割合は、平成2年の83.3%（534人）から大きく減少しています。

光が丘および周辺地区の幼児数・園児数の推移



※練馬区基本構想策定に伴う基礎資料

※光が丘地区・・・光が丘1丁目から7丁目

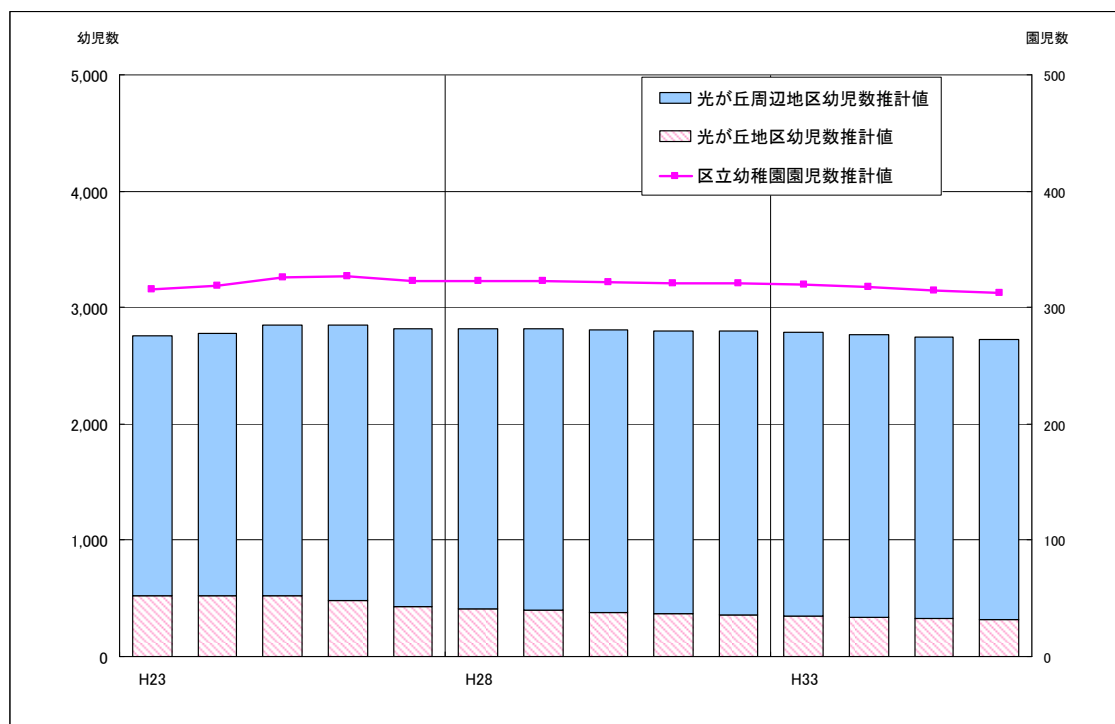
※光が丘周辺地区・・・田柄、高松、春日町、旭町

(2) 適正配置の検討経過

教育委員会では、学校における児童・生徒数および学校間で格差が生じている状況や光が丘地区の幼児人口が区立幼稚園の設置当初に比べて大幅に減少していることから、平成 17 年 4 月に「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。

基本方針では、「光が丘地区 4 園は、光が丘団地の開発に伴う同団地の就園需要を満たすため順次開園したものの、同地区の幼児人口に比例して、光が丘地区から通園する園児は減少しており、光が丘地区以外から通園する園児が増加している状況となっています。一方、光が丘地区 4 園の充員率が平成 16 年度には 62.3% になっていることや、各園が比較的近距離にあることを考えると、統合により、適正な園数にする必要がある」とされています。基本方針を受けて策定された「区立学校適正配置第一次実施計画」においては、区立幼稚園については、「今後教育委員会において、就学前教育の充実および区立幼稚園のあり方などについて検討し、その結果を踏まえて、適正配置を実施する必要がある」とされています。

光が丘および周辺地区の幼児数・園児数の推計



※練馬区基本構想策定に伴う基礎資料

※区立幼稚園園児の推計値は平成 23 年 5 月 1 日現在の光が丘地区 4 園の在園児数を基に、光が丘および光が丘周辺地区の推計幼児人口の増減率を乗じて算出した値。

※光が丘地区・・・光が丘 1 丁目から 7 丁目

※光が丘周辺地区・・・田柄、高松、春日町、旭町

(3) 練馬区事務事業見直し

平成 22 年 8 月「練馬区事務事業見直し」が実施されました。

「事務事業見直し」とは、従来、区単独で行っている事務事業評価に加え、区民の視点に立ったニーズ等を今後の事務事業見直しや改善に反映させるために、外部評価者と事務事業を所管する区職員とが事務事業の効率性や必要性についての議論を公開の場で行い、外部評価委員が各事務事業の評価を行うもので、区はこの評価結果に対して、事務事業の具体的な見直しを行う必要があります。この「事務事業見直し」において、外部評価委員より、区立幼稚園維持運営事務について「要改善」との評価がなされました。そして、光が丘地区 4 園の適正配置の必要性と今後の区立幼稚園の役割を明確にしていく必要があるとの指摘を受けました。

「事務事業見直し」において確認された今後の区立幼稚園の役割とは、つぎのとおりです。

- ・特別支援教育における先導的役割
- ・幼小連携に係る指導的役割
- ・幼保連携（こども園等）におけるモデル的役割

(4) 光が丘地区区立幼稚園 4 園の適正配置

光が丘地区の幼児数の減少および近年の社会情勢の変動に起因する就労状況の変化に伴う保育所希望者の増加などにより、同地区の区立幼稚園の園児数は急激な減少傾向にあります。今後の人口推計値をみても同地区の幼児数は減少傾向にあり、現状のままでは、区立幼稚園の園児数が大幅に増える可能性は極めて低い状況です。

以上の状況を鑑みると、基本方針においても示されているように、同地区 4 園の当初の設置目的は一定程度達成できたものと考えられ、現状としては、区立幼稚園の適正配置の実施が急務であると考えられます。

2 区立幼稚園適正配置の基本的な考え方

(1) 区立幼稚園の果たすべき役割

幼稚園は子供がはじめて出会う学校であり、「遊び」を通して好奇心や探究心を満たし、みずみずしい感性や豊かな創造力を育み、集団生活や多様な人々との交流により、思いやりの心や道徳的心情の育ちを促していくことが必要です。

区立幼稚園では、公平性や平等性が確保されている公共の教育機関として、心身障害児や外国籍幼児の受け入れを行い、地域に密着した子育て支援の拠点としての役割を担ってきました。

基本方針においては、これからの区立幼稚園のあり方として下記の 4 項目を実施していくことが必要であるとされています。

- ・生きる力と豊かな心の育成
- ・障害児保育の拡充
- ・子育て支援の充実
- ・私立幼稚園との連携

(2) 今後の区立幼稚園のあり方

今後の区立幼稚園においては、基本方針で示されたこれらの考え方を基礎にしつつ、事務事業見直しにおいて確認された役割を担うために下記の5項目を実施していくことが必要と考えます。

① 特別支援教育の推進

現在、区立幼稚園全園で障害児の受け入れを行っていますが、近年幼稚園教育を希望する発達障害児を含めた、特別に支援が必要な幼児数は増加傾向にあります。特別支援教育の推進は、区の長期計画や次世代育成支援行動計画にも明記されている区の重要な施策の一つです。今後も一人一人の発達状態や障害の特性に対応したきめ細やかな教育を推進していく必要があります。

また、公共の教育機関としての特性を活かし、個別の指導計画や教育支援計画を活用した小学校や関係諸機関との連携や区内の幼児教育施設への先導的な役割を果たしていくことが必要となります。

② 幼小連携に係る指導的役割

幼稚園は学校教育の始まりであり、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものであることは教育基本法にも明記されています。幼稚園では、幼児期の発達の特性に照らして幼児の自発的な活動としての「遊び」を中心とした生活を通して、様々な体験を重ねられるよう環境を整備し、幼児一人一人の状態や特性に応じた教育を行っています。

一方小学校では、時間割に基づき各教科の内容を教科書などの教材を用いて学習しています。幼稚園と小学校では子供の生活や教育方法が異なっており、これらに対応できない子供も見受けられます。こうしたことがいわゆる「小1問題」といった小学校第1学年における児童の不適応状況の要因の一つになっていると指摘されています。

しかし、本来子供の発達や学びは連続しているものであり、幼稚園と小学校との連携の取り組みによって、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図ることができれば、こうした問題を解決することの一つの手立てになると考えます。

幼小連携教育においては、5歳児10月～小学校1年生の夏休み前までを接続期ととらえ、円滑な接続のために幼稚園側からのアプローチカリキュラム等を作成し、幼稚園と小学校の間の連携を図ることが必要であると考えます。光が丘地区は小学校との距離も近く、日常的に子供の交流や教員の合同研究や研修等の機会をつくりやすい環境にあります。その利点を活かしながら、子供たちが健やかに育つための幼小連携教育の推進を図っていくことが必要です。

③ 幼保の連携と一体化

子ども・子育て新システムに関する基本制度では、「すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援する」「学校教育・保育および家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）創設」「幼稚園、保育所、総合こども園（仮称）等をこども園として指定とする」等が示されました。今後の幼稚園には、保護者の様々なニーズに応えるべく各施設の特徴を活かした教育を推進していくことが求められています。すべての3歳以上の子供に、義務教育につながる学校教育としての幼児教育を保障するため、幼稚園と保育所がそれぞれの機能を活かしつつ連携し、子供たちのためにより良い教育環境となるような特色のある取り組みを展開していく必要があります。

光が丘地区の幼稚園・保育所においては、例えば近隣施設を利用した連携型のこども園をモデル園として創設し、就学前教育の充実を図るということも考えられます。

このように、区立幼稚園においては、今後さらに求められる「幼稚園教育ニーズ」と「保育ニーズ」に応じていく必要があります。

④ 子育て支援活動の充実

現在区立幼稚園では、地域に開かれた幼稚園として、未就園児の親子登園や講演会、園庭開放、異年齢児童との交流、子育て相談、子育て情報の提供など保護者の多様なニーズに対応した取り組みを行っています。また、日常生活の中で生じる様々な必要性に伴い、教育時間外預かり保育の要望が高まっています。

今後の区立幼稚園では、こうした多様なニーズへの対応について検討するとともに、専業で子育てに取り組んでいる家庭への支援も含め、子育て支援活動の内容等をさらに充実させていく必要があります。

⑤ 私立幼稚園との連携

私立幼稚園と区立幼稚園は、協力や連携を強化しそれぞれの特色を活かしながら、就学前教育の充実という共通の目的に向けて幼児期の教育を充実させていくことが必要です。相互の情報を提供し合いながら、研修や研究の合同開催など、教職員の資質の向上を目指していきます。

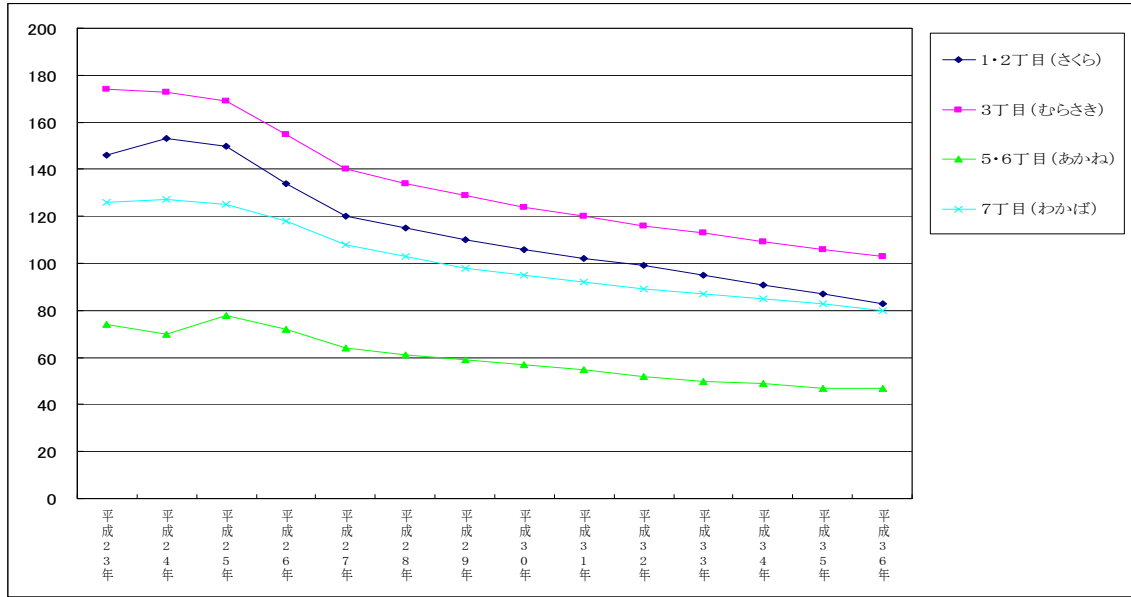
(3) 光が丘地区における区立幼稚園4園の適正配置

① 各園の状況

	光が丘あかね幼稚園		光が丘むらさき幼稚園		光が丘わかば幼稚園		光が丘さくら幼稚園	
23年5月現在定員	224人		168人		224人		168人	
23年5月現在園児数 ()内心身障害児数	63人 (6人)		100人 (6人)		88人 (9人)		65人 (4人)	
過去3年間の平均園児数	73人		109人		90人		81人	
23年5月現在充員率	28.1%		59.5%		39.3%		38.7%	
過去3年間の平均充員率	32.7%		64.7%		40.0%		48.0%	
最大学級数	8学級		6学級		8学級		6学級	
23年5月光が丘在住園児数	21人		28人		17人		11人	
上記光が丘在住園児割合	33.3%		28.0%		19.3%		16.9%	
※ 23年 丁町別幼児数	光が丘 5丁目	74人	光が丘 3丁目	174人	光が丘 7丁目	126人	光が丘 1丁目	146人
※ 33年 丁町別幼児数推計	6丁目	50人		113人		87人	2丁目	95人
区立保育園までの距離 (幼保連携)	光が丘第八保育園 230m		光が丘第十保育園 300m		光が丘第五保育園 420m		光が丘第九保育園 隣接	
区立小学校までの距離 (幼小連携)	光が丘四季の香小 道程350m 直線260m		光が丘夏の雲小 道程350m 直線130m		光が丘春の風小 道程600m 直線250m		光が丘秋の陽小 道程400m 直線250m	
土地権利関係	区所有		都住宅供給公社		区所有		都都市整備局	
建物権利関係	区所有		区所有		区所有		区所有	

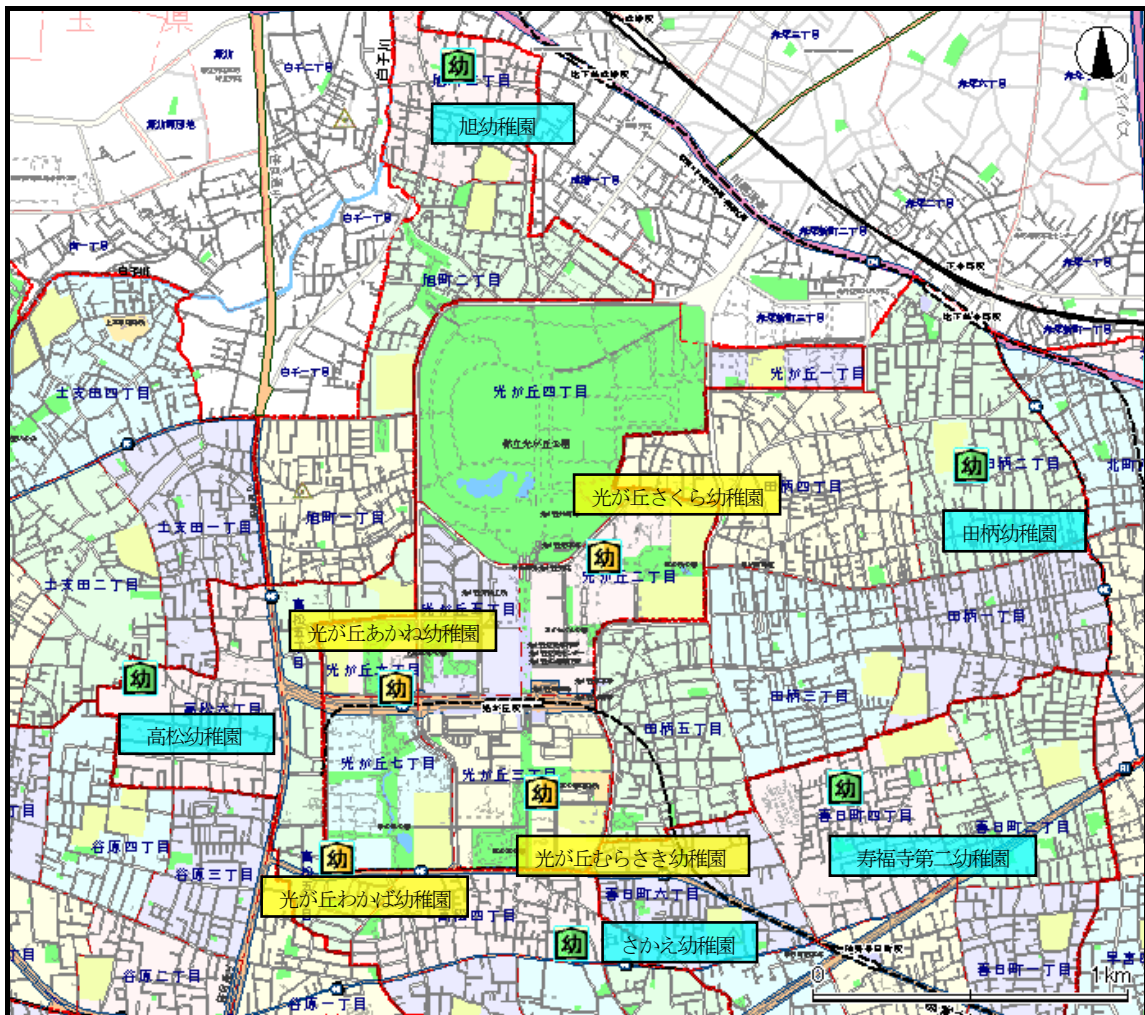
※子育て支援（育児相談・未就園児保育等）の観点より、各幼稚園を拠点として光が丘1～7丁目を割り振った丁町別の幼児人口。

光が丘地区（1丁目から7丁目）の幼児人口の推計値



※練馬区基本構想策定に伴う基礎資料

光が丘周辺地区の幼稚園配置状況



② 適正な幼稚園数

現在、区立幼稚園の1学級の定員は、北大泉幼稚園が26名、光が丘地区4園は28名となっています。幼児教育を実施するにあたっては、適切な集団規模の中で行うことが必要であり、各年齢において複数学級の編制を基本とします。しかし、区立幼稚園の現状としては、近年の園児数の減少傾向を踏まえると、近い将来、単学級となる可能性が非常に高い状況にあります。

また練馬区においては、これまで幼児教育の大半の部分を私立幼稚園が担ってきたところです。光が丘周辺には現在5園の私立幼稚園があり、平成23年5月1日時点で、総定員1,710名に対し約90%の充員率となっています。

これらの状況と、現在の光が丘地区4園の充員率が約40%であることを鑑みると、現行の4園を2園にすることが適正であると考えられます。

③ 継続する幼稚園選定の考え方

・地域バランス

光が丘地区は、都営大江戸線「光が丘駅」前を通る中央通りで北側（光が丘1丁目・2丁目・5丁目・6丁目）と南側（光が丘3丁目・7丁目）に区分されています。この地域特性を考慮する必要があります。

・保育園・小学校との連携における立地条件

幼稚園と保育園の連携および幼稚園と小学校の連携を推進していくにあたり、それぞれの施設との位置関係を考慮する必要があります。

・園児数と充員率

交通の利便性（通いやすさ等）など、利用者による評価指標のひとつとして園児数と充員率を考慮する必要があります。

・地域の幼児数

子育て支援の観点（子育て相談や未就園児保育の充実など）から、各区立幼稚園周辺に居住する幼児数の多寡についても考慮する必要があります。

・施設（土地・建物）の権利関係

適正配置実施後の跡施設活用を図るうえで、施設の土地や建物が区所有であるか否か等を考慮する必要があります。

④ 継続する幼稚園と廃止する幼稚園

以上の観点から検討を行った結果、継続する幼稚園および廃止する幼稚園はつぎのとおりとします。

・ 存続する幼稚園 光が丘むらさき幼稚園 ・ 光が丘さくら幼稚園

・ 廃止する幼稚園 光が丘あかね幼稚園 ・ 光が丘わかば幼稚園

3 廃止予定の園における具体的な対応

(1) 計画の実施時期および実施方法

基本方針では「園児数の見込みおよび教室など施設の状況により、適正配置が可能な場合には、一定の準備期間を設けたうえで実施する」としており、具体的には、園児に対する影響を最小限にするため、平成 24 年度新入園児募集時に適正配置計画を周知したうえで園児募集を行いました。当該募集により入園した園児が卒園する平成 26 年 3 月末をもって廃園を行うものとします。

なお廃止される園については、平成 25 年度新入園児募集は行わないこととします。

(2) 新入園児募集時の対応

幼児教育においては、適正な集団の中で様々な人間関係を体験し、社会性やコミュニケーション能力を身に付けることが大切です。そのためには、学級の中で複数の小グループが形成できる環境が必要であり、幼稚園の学級編制については、10 名が最小人数であると考えます。

しかし、適正配置に伴う保護者、幼児への影響を考慮し、平成 24 年度新入園児募集時においては、1 園あたりの新入園児の応募者が 10 名未満の場合でも、学級編制を行うこととしました。

(3) 単学年になったときの対応

幼児教育においては、同学年での集団生活が必要ですが、その後の学校生活を考えると異年齢集団との交流も大変重要となります。

廃止予定園では、平成 25 年 4 月より 5 歳児のみの単学年となります。そこで、廃止予定園の幼児教育環境を確保するため、他の園との交流保育の機会を増やし、異年齢集団との教育活動を行う環境を整備していきます。

なお、具体的には、平成 25 年度の教育課程を編成する際に、他の幼稚園との交流保育や合同行事等について検討していきます。

4 継続する幼稚園における対応

(1) 適正配置実施後の新入園児募集時の対応

平成 25 年度以降の新入園児募集において、入園申込者数が募集人数を超える場合には、原則として抽選を行うものとします。

ただし、申込日現在において入園申込みを行う幼稚園の 4 歳児に在園する兄弟を持つ申込者については、抽選の特例として、抽選の対象とはしないものとします。

なお、今後の入園申込方法について、第2希望制の導入等についての検討を行っていくものとします。

(2) 特別支援教育について

幼稚園における特別支援教育については、区立幼稚園が先導的な役割を果たしていくことが必要であることから、区立幼稚園における現在の特別支援教育を実施、継続していくとともに、さらなる充実を図っていきます。

また、区立幼稚園に限らず、私立幼稚園も含めた幼稚園全体で、区内全域における特別支援教育を充実していくことが必要です。

これまでも、特別に支援を必要とする幼児の受け入れについては、練馬区私立幼稚園協会に要請を行ってきたところですが、これまで以上に、私立幼稚園への協力要請を行い、区内幼稚園における特別支援教育の拡充を図っていきます。

5 適正配置実施後の跡施設等の活用

基本方針では「適正配置により生み出された財源は、可能な限り、幼児教育の充実を図る経費として活用していきます。また、廃止となる幼稚園の建物や敷地は地域の貴重な財産です。その活用については、教育委員会だけではなく、区全体の重要な問題でもあるため、現在の利用状況および保護者や地域の意見を踏まえて検討します。」と定められているため、基本方針に従い、適正配置により生み出された財源および跡施設の活用を図っていきます。

これまでの経過

平成15年	12月	「新行政改革プラン」の策定、公表 適正規模検討委員会の設置、検討開始
平成16年	8月	「学校施設白書」の作成、公表
平成17年	4月	「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針」策定、公表
平成22年	8月	練馬区事務事業見直し実施
平成23年	7月	区立幼稚園適正配置検討委員会設置
	9月	「区立幼稚園適正配置実施計画(案)」策定、公表 ↳ 保護者等説明会の実施(5回)
	12月	保護者等意見交換会の実施(3回)
平成24年	3月	「区立幼稚園適正配置実施計画」策定、公表

【担当】

練馬区教育委員会事務局 学校教育部 学務課

(平成24年4月以降) 教育振興部 学務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-5659

FAX 03-3993-1196

メールアドレス gakumuka02@city.nerima.tokyo